

認定日本語教育機関認定基準の概要

留学のための課程を置く日本語教育機関

①総則（第1条～第3条）

②教員及び職員の体制（第4条～第10条）

- ✓ 校長（副校長）、主任教員、事務を統括する職員を置くこと
- ✓ 情報公表・評価に関する体制、組織的な研修に関する体制を置くこと
- ✓ 教員数は収容定員数20人に1人（最低3人）
- ✓ 本務等教員数は収容定員数40人に1人（原則最低2人）

※教員はすべて登録日本語教員（法第7条）

③施設及び設備（第11条～第15条）

- ✓ 校地・校舎の位置・環境が、教育上・保健衛生上適切なこと
- ✓ 校地は校舎等に必要な面積があり、原則設置者の自己所有
- ✓ 校舎は115㎡以上かつ同時に授業を受ける生徒1人当たり2.3㎡以上
- ✓ 校舎は原則設置者の自己所有
- ✓ 教室、教員室、事務室、図書室、保健室等を備えること
- ✓ 教室の面積は同時に授業を受ける生徒1人当たり1.5㎡で、机、椅子、黒板等を備えること

④日本語教育課程（第16条～第28条）

- ✓ B2以上を目標とする課程を1つ以上置くこと
- ✓ 修業期間は原則1年以上

- ✓ 授業期間は原則1年35週、授業時数は1年760単位時間
- ✓ 1週当たりの授業時数は20単位時間以上
- ✓ 授業は原則午前8:00～午後6:00の間
- ✓ 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること
- ✓ 授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること
- ✓ 聞く、読む、話す（やり取り）、話す（発表）、書くの5つの言語活動を行うこと
- ✓ 収容定員数は、新規の場合100人以内、1年経過するごとに1.5倍まで増加可能
- ✓ 特別の事業がない限り収容定員数を超過して生徒を入学させない
- ✓ 同時に授業を行う生徒数は原則20人以下
- ✓ 入学者募集の情報提供や、入学者の日本語能力等の確認を適切に行うこと
- ✓ 修了要件を適切に定めること

※文部科学省で「日本語教育課程編成のための指針」を策定

⑤学習上及び生活上の支援体制（第29条～第36条）

- ✓ 学習の継続が困難な生徒への支援体制を整備すること
- ✓ 出席管理体制を整備すること
- ✓ 災害等の場合に転学支援等を行う計画策定等を行うこと
- ✓ 生活指導担当者の配置や、自治体との連携体制を整備すること
- ✓ 年1回以上健康診断を行う体制を整備すること
- ✓ 生徒が我が国に適正に在留するための支援体制を整備すること

就労のための課程・生活のための課程を置く日本語教育機関

①総則（第1条～第3条）

②教員及び職員の体制（第4条～第10条）

- ✓ 校長（副校長）、主任教員、事務を統括する職員を置くこと
- ✓ 情報公表・評価に関する体制、組織的な研修に関する体制を置くこと
- ✓ 教員数は同時に授業を受ける生徒数20人に1人（最低3人）
- ✓ 本務等教員数は同時に授業を受ける生徒数40人に1人（原則最低2人）

※教員はすべて登録日本語教員（法第7条）

③施設及び設備（第11条～第15条）

- ✓ 校地・校舎の位置・環境が、教育上・保健衛生上適切なこと
- ✓ 校地は校舎等に必要な面積があり、原則設置者の自己所有
- ✓ 校舎は115㎡以上かつ同時に授業を受ける生徒1人当たり2.3㎡以上
- ✓ 校舎は原則設置者の自己所有
- ✓ 教室、教員室、事務室、図書室、保健室等を備えること。ただし、図書室や保健室は図書館や病院等との連携で代替可能
- ✓ 教室の面積は同時に授業を受ける生徒1人当たり1.5㎡で、机、椅子、黒板等を備えること

④日本語教育課程（第16条～第28条）

- ✓ B1以上を目標とする課程を1つ以上置くこと
- ✓ 修業期間は課程の目標を勘案して適切に定めること
- ✓ 授業時数、目標に応じて定められた時間数以上とすること
- ✓ 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること
- ✓ 授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること
- ✓ 聞く、読む、話す（やり取り）、話す（発表）、書くの5つの言語活動を行うこと
- ✓ 個々の生徒の目的等に応じて認定された課程の一部を履修する課程を実施できる
- ✓ 収容定員数は、新規の場合100人以内、1年経過するごとに1.5倍まで増加可能
- ✓ 特別の事業がない限り収容定員数を超えて生徒を入学させない
- ✓ 同時に授業を行う生徒数は原則20人以下
- ✓ 入学者募集の情報提供を適切に行うこと
- ✓ 修了要件を適切に定めること

※文部科学省で「日本語教育課程編成のための指針」を策定

⑤学習上及び生活上の支援体制（第29条～第36条）

- ✓ 学習の継続が困難な生徒への支援体制を整備すること
- ✓ 災害等の場合に転学支援等を行う計画策定等を行うこと
- ✓ 生活上の支援体制を整備すること
- ✓ 企業や自治体との連携体制を整備すること